

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>事務局 (齋藤課長)</p> <p>事務局 (齋藤課長)</p> <p>会長 (田中市長)</p>	<p>I 久喜市交通安全対策会議委嘱書及び辞令交付式</p> <p>1 委嘱書、辞令交付 皆様、おはようございます。本日はご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、久喜市交通安全対策会議委嘱書及び辞令交付式を始めます。 はじめに、委員をお願いいたします皆様に、田中市長から委嘱書・辞令を交付いたします。お名前をお呼びいたしましたら、たいへん恐縮ではございますが、その場でご起立願います。</p> <p>《田中市長から各委員に委嘱書、辞令を交付》</p> <p>なお、本日は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長の鹿角豊様は、ご欠席との連絡を受けておりますので報告いたします。 以上の皆様に委員をお願いすることになりました。どうぞよろしく願い申し上げます</p> <p>2 あいさつ 続きまして、あいさつでございます。本会議の会長につきましては、久喜市交通安全対策会議条例第3条第2項の規定により「会長は、市長をもって充てる」こととなっておりますことから、久喜市長が会長となるものでございます。それでは、会長であります田中市長から、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆さん、おはようございます。本日は、第1回久喜市交通安全対策会議のご案内をさせていただきましたところ、たいへんお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃より市政の推進に多大なご理解・ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして改めまして感謝申し上げます。 さて、このたび、平成28年度から平成32年度を計画期間とする「第10次久喜市交通安全計画」の策定に向け、計画案をとりまとめましたので、久喜市交通安全対策会議においてご検討いただきたく、お願いをするものでございます。埼玉県におきましても、皆様のお手元に資料として配布しております「第10次埼玉県交通安全計画」が、平成28年度から平成32年度までの計画として策定されたところであり、これを受けまして、本市におきましても、市の交通安全計画を策定するものでございます。 本計画の策定にあたっては、市民の皆様が安全で安心して暮らせる交通事故のない久喜市を目指すことを基本的な理念としたところでございます。また、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを交通事故から守り、高齢者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成の観点も併せて取り入れたところでございます。本計画に定めております各施策につきましては、いずれも、交通事故のない「安全で安心なまちづくり」を進めるために必要なものとして作成したところでございます。 皆様からの忌憚のないご意見を頂戴し、本市の交通安全計画として、とりまとめたいと存じますので、何卒よろしく願いいたします。結びにあ</p>

<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>たり、委員の皆様のご健勝をご祈念申し上げますとともに、本日の議事がスムーズに進行し、第10次久喜市交通安全計画が策定できますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>3 委員・事務局職員紹介</p> <p>ありがとうございました。続きまして、委員・事務局職員の紹介でございます。本日は、初めての会議でございますので、恐縮ではございますが、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元の資料2の名簿順でお願いできればと思います。それでは、小高委員からお願いいたします。</p>
<p>小高委員（代理：石井氏）</p>	<p>埼玉県杉戸県土整備事務所長の小高でございますけれども、本日は、別件の業務がございまして、私、道路環境部長の石井が代理で出席させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>岩崎委員</p>	<p>久喜警察署長の岩崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>大村委員</p>	<p>幸手警察署長の大村でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>久喜市市民部長の森田でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>田上委員</p>	<p>久喜市建設部長の田上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>柿沼委員</p>	<p>久喜市教育長の柿沼でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>森尾委員</p>	<p>埼玉東部消防組合消防局長の森尾と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>会長を務めております。久喜市長の田中暄二でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>《事務局委員自己紹介》</p> <p>私は、生活安全課長の齋藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。以上をもちまして、委嘱書及び辞令交付式を終了いたします。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>II 第1回久喜市交通安全対策会議</p> <p>1 開会</p> <p>引き続き、第1回久喜市交通安全対策会議に移らせていただきます。会議を始める前に、先に郵送にてお配りさせていただいております会議資料につきまして、確認をさせていただきます。まず、本日の会議の「次第」でございます。続きまして、「資料1 久喜市交通安全対策会議条例」「資料2 久喜市交通安全対策会議委員名簿」「資料3 第10次久喜市交通安全計画策定スケジュール（案）」「資料4 第10次久喜市交通安全計画（素案）」「資料5 第10次埼玉県交通安全計画」</p>

	<p>また、本日配布させていただきました「傍聴要領」以上でございます。不足等ございましたら、事務局へお声掛けくださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から、第1回久喜市交通安全対策会議を開催いたします。</p> <p>本日は、委嘱後、初めての会議でございますので、議題に入ります前に、皆様に3点ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>1点目、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、本会議は公開とさせていただきます。また、会議の傍聴につきましては、「傍聴要領」により実施させていただきたいと存じます。</p> <p>2点目、会議終了後に会議録を作成することになりますが、この会議録につきましては、ホームページ等で公開することになります。また、会議内容の録音や、場合によっては写真撮影をすることにつきましても、予めご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>3点目、委員名簿につきましては、久喜市市民参加条例に基づきまして、氏名、委員の選任区分を公開することとなっております、市のホームページ等に掲載し、公開とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>《「はい」との声あり。》</p> <p>それでは、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>2 会長職務代理者の指名</p> <p>続きまして、2会長職務代理者の指名でございます。</p> <p>職務代理者につきましては、久喜市交通安全対策会議条例第3条第4項に「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」との規定を設けておりますことから、会長に職務代理者を指名していただくものでございます。</p> <p>それでは、会長である田中市長に職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>職務代理者の指名でございます。</p> <p>職務代理につきましては、久喜市教育長であります柿沼光夫教育長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>《「異議なし」との声あり。》</p> <p>ありがとうございました。それでは、久喜市交通安全対策会議の会長職務代理者は、柿沼光夫教育長とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p> <p>会長 (田中市長)</p>	<p>3 議題</p> <p>(1) 第10次久喜市交通安全計画について</p> <p>次に、3議題でございます。</p> <p>議事の進行につきましては、久喜市交通安全対策会議条例第3条第3項に「会長は、会務を総理する」と規定しておりますことから、会長の田中市長に議長をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、議題に入らせていただきます。</p> <p>この交通安全対策会議の役割でございますが、久喜市交通安全対策会議条例第2条第1号に規定しておりますように「久喜市交通安全計画を作成し」となっておりますことから、本会議として市の交通安全計画を作成していただくものでございまして、委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したいと存じ</p>

<p>事務局 (折原課長補佐) 会長 (田中市長)</p>	<p>ます。</p> <p>それでは、議題（１）第１０次久喜市交通安全計画について、でございます。事務局から説明を求めます。はじめに、資料１、資料２、資料３について説明をお願いします。</p> <p>《資料１、資料２、資料３を説明》</p> <p>ただいま資料１、資料２、資料３の説明がございました。このことについて、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>《「はい」との声あり。》</p> <p>よろしければ、続きまして、資料４、資料５について説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (折原課長補佐)</p>	<p>資料４第１０次久喜市交通安全計画（素案）について説明させていただきます。また、資料５第１０次埼玉県交通安全計画につきましては、「交通安全対策基本法」によりまして、「都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする」といった規定がございますことから、久喜市の計画素案を作成するにあたりまして、参考としたものでございます。このため、会議資料として配布させていただいたところでございます。</p> <p>また、この第１０次久喜市交通安全計画の素案につきましては、前計画である第９次久喜市交通安全計画についても、連続性等多いに関係がございますので、素案を作成する際に、参考としたところでございます。</p> <p>それでは、資料４の内容につきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず、目次をご覧くださいと思います。第１部総論と第２部講じようとする施策の２部構成となっております。また、第２部につきましては、第１章から第５章までの構成となっております。この構成につきましては、先程申し上げました第９次計画と同様となっているところでございます。</p> <p>具体的な内容でございます。１ページ、第１部総論でございます。</p> <p>２ページから３ページ、１計画の理念、（１）計画策定の趣旨、最後の段落に「人優先」の交通安全思想を基本として策定し」とございます。この人優先という考え方が、第９次の計画よりも強調して内容を盛り込んでいるという特色があるところでございます。</p> <p>（２）第９次久喜市交通安全計画の成果でございます。第９次計画では、目標といたしまして５年間で交通事故死者数を２５人以下、１年当たりの平均で５人以下とすることを目標に掲げました。実際のところ、平成２３年から平成２７年までの結果ですが、５年間で３１人、年平均６．２人ということで、残念ながら達成することはできなかったというものでございます。３ページ以降、いくつか図表を載せてございます。図１久喜市における交通事故死者数の推移ということで、昭和４１年から平成２７年までの統計を載せさせていただきました。ご存じのとおり、久喜市は合併がございましたので、合併前の団体の数字を足し上げてこの図１を作成したところでございます。昭和４５年が３３人ということで、一番多かったところでございます。また、平成１８年以降は、一桁台で推移をしているところでございます。表１でございます。久喜市における交通事故発生件数等ということで、交通事故発生件数、死者数、負傷者数を、平成１８年から２２年までの５年間で平成２３年から２７年までの５年のスパンで記載したものでございます。交通計画は、５年間の期間としておりますので、５年間の統計としたものでございます。交通事故発生件数は１，１５３件の減、死者数は２人減、負傷者数は１，４３４人減となったところでございます。これらの数字につきましては、埼玉県の統計とも、概ね同じような傾向となっているものと見ていただいております。</p>

(3) 計画の期間でございます。第10次埼玉県交通安全計画との期間の整合を図り、平成28年度から平成32年度までの5年間とするものでございます。

(4) 計画のポイントでございます。一番下の行になりますが、交通安全に関する施策の大綱として定めるものでございます。

次に、4ページ、2交通事故等の状況でございます。(1) 道路交通事故、①本市の道路交通網、②道路交通事故の状況、③交通事故の傾向、課題でございます。埼玉県における死亡交通事故は、高齢者(65歳以上)の事故、自転車・歩行者の事故、交差点の事故が多いという特徴があります。本市におきましても同様の傾向があり、課題であると考えられるものでございます。表2久喜市における交通事故発生件数等(平成23年から平成27年)、表3久喜市における交通事故死者数等(平成27年)でございます。表2につきましては、第9次計画の5年間でございます。いずれも横ばい傾向で推移しているものでございます。表3につきましては、昨年の死者数の内訳でございます。高齢者が5人であり、また、状態別では、歩行者が3人、自転車が1人、自動車が1人ということで、歩行者・自転車の割合が高いというものでございます。6ページ、表4久喜市における道路形状別交通事故発生件数(平成23年から平成27年)でございます。ご覧いただきますと、交差点内と交差点付近での交通事故の発生が多いという特徴があるところでございます。

(2) 踏切事故でございます。①本市の鉄道交通網、②踏切事故の特徴でございます。市内には、鉄道が3路線ございまして、踏切道が40箇所あるというものでございます。昨年は、踏切での死亡事故が発生しましたので、こういったものにも取り組んでいきたいというものでございます。

次に、7ページ、3第10次久喜市交通安全計画の目標でございます。2段落目、「本計画では、平成28年から平成32年までの5年間で、交通事故死者数を25人以下、1年平均5人とする」ことを目標とするものでございます。次の、目標設定についてでございますが、第9次計画では、特に悲惨な死亡交通事故を減少するために、交通事故死者数を目標の指標にいたしました。また、過去の死者数を勘案して、数値を25人以下としたところでございますが、先程も申し上げましたように、結果は31人ということで達成できませんでした。このようなこともございまして、本市の実情を踏まえ、この目標を設定するものでございます。また、埼玉県の第10次計画におきましても、交通事故死者数を目標の指標とし、人数は125人ということで設定しており、第9次計画と同じであるということもございます。このへんも参考にさせていただいたところでございます。

次に、7ページ、4交通安全対策の重点でございます。(1) 高齢者及び子どもの安全確保。先程、高齢者の交通事故が多いということ、統計を基に説明させていただきましたが、併せて「子ども」ということもキーワードとして入れさせていただいたところでございます。埼玉県の第10次計画におきましても、「高齢者と子供」ということがセットで対策の重点として掲げられておりますので、本市におきましても同様に重点として設定したいというものでございます。

(2) 自転車及び歩行者の安全確保でございます。本市の第9次計画では、「自転車」のみであり「歩行者」という設定はございませんでした。第10次計画では、人優先という考えをより強調したいということがございまして、また、埼玉県の第10次計画におきましても、「自転車と歩行者」ということで掲げられておりますので、本市におきましても同様に重点として設定したいというものでございます。

(3) 交差点及び生活道路における交通事故防止でございます。ただいま、第10次計画では、人優先という考えを強調したいと説明いたしました。が、「生活道路」ということもキーワードの一つになるのかなと思っております。

9ページには、「ゾーン30対策」ということの説明を記載させていただいたところでございます。埼玉県及び本市の第9次計画までには、この「ゾーン30」という言葉は、実際には出てきませんでした。今回、国・県の計画に、初めてこの言葉が入ってきましたので、このことを取り込みまして、生活道路も含めて交通安全対策に取り組んでいきたいと考えたところでございます。

次に、9ページ、5計画の推進体制でございます。(1)久喜市、(2)関係行政機関、(3)事業者、交通関係団体等、(4)市民が連携して交通安全対策を推進していくという内容を、ここに記載しているものでございます。

次に、11ページ、第2部 講じようとする施策でございます。第1章から第5章まで項目立てをさせていただいているところでございます。

12ページは、第1章人と環境に配慮した道路交通環境の整備の施策の体系を図に示したものでございます。

13ページ、1人優先の安全・安心な歩行空間の整備、(1)生活道路における交通安全対策の推進。ここにも「ゾーン30」という言葉が入ってきているところでございます。(2)通学路における交通安全対策の推進。第9次計画までは、この部分に「通学路」というキーワードは入っておりませんでした。埼玉県の第10次計画におきましても、ここに新たに「通学路」という項目立てがされました。通学路は、生活道路が中心になってきますので、通学路の交通安全対策についても、重点的に取り組んでいきたいというものでございます。(3)道路交通環境のバリアフリー化の推進。新しい法律では、いわゆる障害者差別解消法も盛り込んでございます。また、バリアフリーということで、エスコートゾーンという横断歩道に凹凸を付けたものの整備も行っていきたいということで記載させていただいたところでございます。

次に、14ページ、2交通安全施設等の整備、(1)道路ネットワークの整備推進でございます。①都市計画道路等の整備、②道路の拡幅。

次に、15ページ、(2)交通安全施設等の整備事業の推進でございます。①交差点整備の推進、②交通事故多発地点等の重点整備、③道路照明灯等の整備、④道路反射鏡(カーブミラー)の整備、16ページの1行目をご覧くださいと存じます。この道路反射鏡(カーブミラー)につきましては、鏡面が曇りづらい「防曇(ぼうどん)タイプ」の製品がでございます。本市では、この防曇タイプのものを取り入れていこうというものでございます。これは、田中市長の選挙公約でもございまして、市のまちづくり重点政策として取り組んでいるものでございます。実際、昨年度から設置しておりまして、今後すべての新設、鏡面交換が必要な修繕につきましては、この防曇タイプのものを使用していくということで、更なる交通安全対策に努めていくものでございます。⑤路面標示の敷設、注意喚起看板の設置、⑥通学路の整備、⑦案内標識の整備、⑧自転車道等の整備、⑨信号機の設置、改良。

(3)道路交通環境整備への市民参加の推進でございます。

次に、17ページ、3自転車利用環境の整備でございます。(1)自転車通行空間の整備、(2)放置自転車等の解消、(3)駐車方法の広報・啓発。これにつきましては、久喜市自転車等放置防止条例に基づきまして、取り組んでいくものでございます。

次に、4交通需要マネジメントの推進、(1)公共交通機関の利用の推進、(2)自動車の効率的利用の推進でございます。

次に、18ページ、5災害に備えた道路交通環境の整備、(1)災害に備えた道路の整備、(2)災害発生時における交通規制でございます。

次に、6総合的な駐車対策の推進、(1)秩序ある駐車場の推進、(2)違法駐車防止気運の醸成・高揚でございます。

次に、19ページ、7その他の道路交通環境の整備、(1)交通公害の防止(2)道路占用及び道路使用の適正化、(3)子どもの路上遊戯等による交通事故の防止でございます。

次に、20ページ、第2章交通安全思想の普及徹底の施策の体系を図に示したものでございます。

次に、21ページ、1段階的かつ体系的な交通安全教育の推進でございます。(1) 幼児に対する交通安全教育。下から2行目に「久喜市交通安全母の会」と記載してございます。この団体は、市の生活安全課の方で担当しておりますが、各学校の保護者の方などで組織してございまして、今後とも活動支援をしてまいりたいと考えております。

(2) 小学生に対する交通安全教育の、「また」以降でございますが、「交通指導員、ボランティア」と記載してございます。後ほど出てきますが、本市では、多くの交通指導員を配置しているところでございます。また、地域のボランティアの方にも子どもたちの登下校の時に見守り活動を行っていただいているところでございます。このようなことも、継続して実施していきたいと考えているところでございます。

(3) 中学生に対する交通安全教育、(4) 高校生に対する交通安全教育、(5) 成人に対する交通安全教育。23ページの一番下、交通安全協会をはじめとする各種交通安全支援団体の活動に対し積極的に支援を行っていくものでございます。また、啓発活動の際には、警察署と共に交通安全協会とも連携して行っておりますので、今後とも継続して実施していきたいと考えているところでございます。

(6) 高齢者に対する交通安全教育でございます。高齢者につきましては、項目を2つに分けさせていただいております。①高齢者に対する交通安全教育でございます。2段落目の「また」以降でございますが、「自転車乗車中の交通事故を防止するため、自転車車両を用いながら参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進」するものでございます。本市としましては、警察署の協力をいただきながら、自転車教室を開催しております。実際に、実車を使つての教育となりますので、体験を取り入れた活動を引き続き行ってまいりたいというものでございます。②高齢運転者に対する交通安全教育でございます。最後の行になりますが、「自主的な免許返納制度について周知を図る」とございます。埼玉県第10次計画にも盛り込まれたところでございますが、特に、高齢者が運転する自動車の交通事故が大きな問題となっているところがございまして、こういった取り組みについても行っていきたいというものでございます。

(7) 障がい者に対する交通安全教育、(8) 外国人に対する普及啓発活動の推進でございます。

次に、25ページ、2自転車の安全利用の推進でございます。平成24年4月1日に施行された埼玉県自転車の安全な利用の推進に関する条例に基づき、自転車の安全利用を推進しようとするものでございます。この自転車の安全利用に関しましては、第9次計画までは、小さな項目でボリュームも少なかったところでございますが、第10次計画からは、埼玉県の計画とともに、自転車の部分がより強調された内容になっております。

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知でございます。

(1) の2段落目には、平成27年6月1日から制度化された自転車運転者講習制度についても記載してございます。自転車の交通事故が多いということで、道路交通法の一部改正により新制度として実際されておりますので、本市でも周知していきたいというものでございます。

(2) 自転車用ヘルメットの普及推進でございます。幼児・児童、あるいは高齢者に対するヘルメットの普及を図っていきたいというものでございます。

(3) 自転車保険への加入推進でございます。自転車が加害者となる交通事故も多いところでございます。各種報道によりますと、損害賠償額が何千万円ということを見聞きすることもございますが、そういったことを意識してもらうためにも、保険制度についても周知をしていきたいというものでござい

す。

(4) 自転車運転免許制度の活用でございます。先程、自転車教室と説明しましたが、警察署と一緒にやらせていただくときは、修了者に対してこういった自転車運転免許証を交付していただいているところでございます。交付された方は、意識・関心が高まるものと思いますので、こういった制度を活用させていただきながら自転車の交通安全対策に取り組んでいきたいというものでございます。また、子ども用の自転車運転免許証もございますので、小学校3年生とか4年生の学校での交通安全教育の中でも、この制度を活用していきたいと考えているところでございます。

(5) 幼児二人同乗用自転車の普及推進でございます。お母さんが、子どもを自転車の前後に乗せていることを目にするのがございます。これは、すべての自転車でできるということではなくて、決められた構造の自転車でのみ可能となっておりますので、そういった広報を積極的にしていきたいというものでございます。

次に、26ページ、3交通安全に関する普及啓発活動の推進でございます。

(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底、(2) 飲酒運転の根絶、(3) 危険ドラッグ対策の推進。この危険ドラッグにつきましては、本計画からの新たな項目でございます。(4) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進、(5) 暴走族追放気運の高揚、(6) 効果的な広報の実施でございます。

次に、28ページ、4市民総ぐるみの交通安全運動の推進、①実施方法、②運動の重点目標、③運動の実施時期でございます。

次に、29ページ、5民間交通安全団体等の主体的活動の促進でございます。

次に、6交通指導員の配置でございます。先程、小学生に対する交通安全教育のところで交通指導員の説明をさせていただいたところでございますが、本市では、久喜市交通指導員に関する要綱を規定してございます。これに基づきまして、交通指導員を市内小学校の通学路の主要な交差点に配置し、歩行者の交通事故防止に取り組んでいるところでございます。また、学校で行われる交通安全教室などにも、交通指導員を派遣いたしまして活動しているところでございます。本市の交通指導員は、今現在85人の方に委嘱をしております、県内ではさいたま市に次いで多い人数であると伺っておりますが、引き続き、取り組んでいきたいというものでございます。

次に、30ページ、第3章救急・救助活動の充実の施策の体系を図に示したものでございます。この内容につきましては、主に消防行政に関する内容でございますが、第9次計画にも、このような内容を記載させていただいておりますので、ここに案として載せさせていただいたところでございます。

31ページ、1救急・救助体制の整備でございます。(1) 救急・救助体制の充実、(2) 高度な人命救助体制の確立、(3) 応急手当の普及啓発活動の推進、(4) 救急救命士の養成・配置等の推進、(5) 救急・救助隊員の教育訓練の実施、(6) 高速自動車国道等における救急体制の整備、(7) 消防車と救急車の連携活動(PA連携)の実施、(8) 指令課員の口頭指導の確立でございます。

次に、34ページ、2救急医療体制の充実、(1) メディカルコントロール体制の充実、(2) ドクターヘリコプターの活用でございます。

次に、35ページ、第4章交通事故被害者支援の推進の施策の体系を図に示したものでございます。

36ページ、1交通事故相談事業の充実、2交通事故被害者等の援護、(1) 交通災害共済制度の加入促進でございます。これにつきましては、市生活安全課で実際の業務を行っているのですが、埼玉県市町村総合事務組合が運営する共済制度の加入を促進し、交通事故被害者等の援護の充実を図ってまい

<p>会長 (田中市長)</p>	<p>りたいというものでございます。(2) 交通遺児等の援護でございます。</p> <p>次に、37ページ、第5章踏切道の安全確保の施策の体系を図に示したものでございます。38ページ、1踏切道の立体交差化及び構造改良の推進、2踏切道の安全に関する知識の普及でございます。</p> <p>資料4につきましては、以上でございます。また、資料5につきましては、埼玉県第10次計画でございますが、参考として会議の資料として活用させていただいたところでございます。資料の説明は、以上でございます。</p> <p>ただいま、資料4に基づきまして、第10次久喜市交通安全計画の素案について説明がございました。資料5につきましては、参考ということで目を通していただければと思います。ただいまの説明に関し、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>説明にもございましたけれども、本市の交通指導員につきましては、県内でさいたま市に次いで2番目に多い人数ということで、特に児童の登校時の安全確保に努めていただいております。</p>
<p>松本委員</p>	<p>埼玉県防犯・交通安全課の松本でございます。会議に遅れまして申し訳ございませんでした。</p> <p>交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づきまして、県の方で国の計画に沿うような形で取り組みまして、今年の5月に確定をいたしました。このたび、久喜市さんの第10次計画を見させていただきまして、県の計画、また、国の計画から流れがきているのですが、それに沿う形で、全体を網羅されており、本当にありがたいなと思っております。</p> <p>特に、交通事故死者数の目標値でございますが、事務局の方からご説明いただきましたとおり、県の方でも、第9次計画の最終年の平成27年の状況を見まして、第10次計画で第9次計画に示したものをもう一度取り組もうということで進めております。死亡事故の抑止は、非常に厳しい課題ではありますが、県といたしましてもこの計画に沿って取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、高齢者の運転の関係でございます。県の方でも、今までは「高齢者は被害者」という位置付けで進めてまいりましたが、今年度から、「高齢者の加害事故」、これを防ぐという観点でも積極的に取り組んでまいりますので、久喜市さんも計画に入れていただいておりますが、よろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>会長 (田中市長)</p>	<p>ありがとうございました。埼玉県の立場からもご意見をいただきました。</p> <p>先程、資料3に基づきまして、今後の策定スケジュールをお知らせしたところでございます。今日は、第1回目の会議でございますけれども、これから8月、9月にかけて、市民を対象としたパブリック・コメントや、あるいは、庁内の関係部署への意見照会を実施してまいります。そして、10月14日に予定をされております第2回のこのメンバーでの会議でございますけれども、再度、委員の皆様方に協議をお願いしたいと考えております。それまでの間、それぞれの機関におきまして、ただいま説明いたしました内容について、詳しくご検討を賜ればと考えております。その結果を、10月14日の会議で協議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈りを申しあげる次第でございます。その後、10月、11月に最終的な内容確認、また、11月、12月にかけて、計画の策定、埼玉県知事への報告、公表というスケジュールでございます。よろしいでしょうか。</p> <p>《「はい」との声あり。》</p>

<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>それでは、本日予定しておりました議事につきましては、すべて終了いたしました。ありがとうございました。進行を司会と交代させていただきます。</p> <p>4 その他</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、4その他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>《なし》</p> <p>それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。</p>
<p>事務局 (折原課長補佐)</p>	<p>今後のスケジュールの確認をさせていただきたいと存じます。 先程、委員の皆様には今回の内容を各機関にお持ち帰りをいただいて詳しくご検討をいただきたいと、会長からもお話がございました。具体的には、文書にて修正箇所や内容の確認を考えておりますので、実務担当者を通じまして事務的なやり取りを進めさせていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。また、市民を対象としたパブリック・コメントにつきましては、本日の会議が終了次第、1箇月を期間として、速やかに実施してまいりたいと考えております。 それと、第2回の会議を10月14日に予定をさせていただいておりますので、ご出席をお願いしたいと存じます。以上でございます。</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>《なし》</p> <p>5 閉会</p>
<p>事務局 (齋藤課長)</p>	<p>それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました内容は、すべて終了いたしました。皆様方のご協力、誠にありがとうございました。次回の第2回久喜市交通安全対策会議につきましてもご協力をお願いいたしまして、本日の会議を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。</p>

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。(注)

平成28年 8月18日

久喜市交通安全対策会議

会長 田 中 暄 二

(注) 特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。